

## 山田町営建設工事最低制限価格制度実施要領

平成 23 年 4 月 1 日企財第 5 号

### 改正

平成 25 年 3 月 22 日

平成 25 年 6 月 11 日

平成 28 年 4 月 13 日

平成 29 年 3 月 23 日

令和 3 年 3 月 26 日

### (趣旨)

第 1 この要領は、町が条件付一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により町営建設工事の請負契約を締結しようとする場合に係る地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）に基づく最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要領において「町営建設工事」とは、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号）第 2 条第 1 号に定める町営建設工事をいう。

### (対象工事)

第 3 最低制限価格制度の実施の対象となる町営建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、予定価格が 130 万円を超える工事とする。

### (最低制限価格の設定等)

第 4 最低制限価格は、次の表の左欄に掲げる予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額とする。ただし、その額が、当該予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて

得た額を超える場合にあつては当該10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該10分の7.5を乗じて得た額とする。

予定価格算出の基礎となった額	割合
直接工事費の額	10分の9.7
共通仮設費の額	10分の9
現場管理費の額	10分の9
一般管理費の額	10分の5.5

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

3 前2項の最低制限価格の設定は、最低制限価格算定調書(別記様式)により算定し、当該設定をするものとする。

(予定価格調書への記載)

第5 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6 この要領の規定により最低制限価格制度を実施するときは、競争入札の公告又は指名競争入札通知書により周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7 当該町営建設工事を発注するに当たり最低制限価格を設定することが適当でない認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 最低制限価格算定調書

工 事 名 \_\_\_\_\_ 工事  
 工事場所 山田町 地内

1 最低制限価格の上限の算定

予定価格（税抜き） _____ 円 × 9.2/10	① 上限額 _____ 円
----------------------------	---------------

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

2 最低制限価格の下限の算定

予定価格（税抜き） _____ 円 × 7.5/10	② 下限額 _____ 円
----------------------------	---------------

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

3 予定価格算出の基礎となった額に基づく最低制限価格の算定

直接工事費（税抜き） _____ 円 × 9.7/10	_____ 円
共通仮設費（ 〃 ） _____ 円 × 9/10	_____ 円
現場管理費（ 〃 ） _____ 円 × 9/10	_____ 円
一般管理費（ 〃 ） _____ 円 × 5.5/10	_____ 円
合 計	③ _____ 円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

4 最低制限価格

最低制限価格は、次に掲げるところにより定めること。

- (1) ③が①を超える場合は、①とすること。
- (2) ③が②に満たない場合は、②とすること。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合は、③とすること。

最低制限価格	_____ 円
--------	---------

5 1から4によらない場合の最低制限価格

- (1) 1から4によらないで最低制限価格を定める理由

- (2) 最低制限価格の算定

予定価格（税抜き） _____ 円 × /	_____ 円
-----------------------	---------

注1 予定価格に乗じる割合は、10分の7.5から10分の9.2の範囲とすること。

2 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。